

## 第14回人権研究交流集会

### 「憲法25条の使い方」 ～人権問題、憲法問題として考える貧困問題～

「派遣切り」「ネットカフェ難民」・・・長期にわたる経済の停滞は、こういった新語を一般的なものにしました。

いまや「貧困」は、一般市民にとって見えるもの、身近なものになりつつあります。

そのような経済的苦境に陥った市民を救う「砦」として、生活保護制度はあります。しかし、行政による制度の運用には、これまでの市民の側の運動によって改善された面もあるものの、法に違反あるいは法を無視するようなものが依然として見られるのが現状です。

このような現状を変えるためには、貧困問題のとらえ直しが必要であると考えます。

例えば、憲法25条に関する「朝日訴訟」「堀木訴訟」などの判例は、容易に超えることのできない「壁」として存在しているように思われてきました。そのような「壁」を乗り越えるために、今こそそれらの読み直しが必要なのではないのでしょうか。

さらに、憲法25条を使える「ツール」にすることも必要です。端的に言えば「もっと訴訟を起こそう」ということです。そこにはもちろん、どう原告＝当事者の生活を支えるかという現実的な問題があります。しかしそれを乗り越えて訴訟を起こすことによって、解決に向かう問題も多いはずです。

このような理論的な裏付けと、現場での憲法25条を活かす運動とを結び、これから新たに各地での戦いが始まる「結節点」になりたい、それがこの分科会の目的です。

#### ◆ 分科会の内容(予定)

- 1 基調講演 (講師 笹沼弘志・静岡大学教授(憲法学))
- 2 実践者からの報告 (新宿七夕訴訟、岸和田訴訟、北海道における運動各関係者(予定))
- 3 パネルディスカッション (パネラー 笹沼教授ほか)

◆ 日時: 2010年9月26日10時～13時

◆ 場所: 札幌コンベンションセンター)